

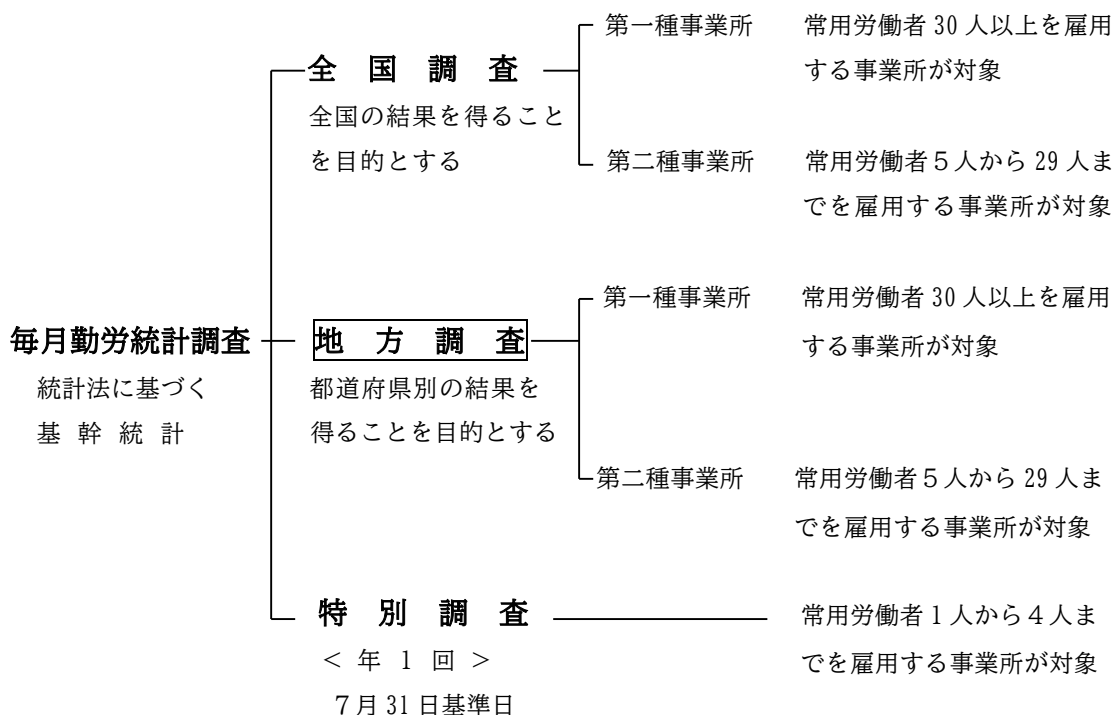
第1章 毎月勤労統計調査地方調査の概要

調査の概要

1 調査の目的

この調査は統計法に基づく基幹統計調査であって、滋賀県における賃金、労働時間および雇用について、毎月の変動を明らかにすることを目的とする。

2 調査の体系



3 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)」に属し、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所の中から抽出された約690事業所について行った。

4 主な用語の定義

(1) 現金給与額

現金給与額とは賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うもののうちで、通貨で払われるものをいい、所得税、住民税、社会保険料などを含む。

「きまって支給する給与」とは、労働協約、事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち超過労働給与以外のものをいう。ここでいう

超過労働給与とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「特別に支払われた給与」とは、労働協約や就業規則等によらないで、一時的または突発的理由に基づいて支払われた給与、また、労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

- ア 給与の算定が3か月を超える期間ごとに行われるもの。
- イ 夏季、年末の賞与
- ウ 結婚手当等支給事由の発生が不確実なもの。
- エ 過去に遡って算定された給与の追給額（ベースアップ、定期昇給等）

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

(2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されるか否かにかかわらず除かれるが、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる当宿直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

- ① 期間を定めず雇われている者。
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

5 利用上の注意

- (1) 本年報は、常用労働者数5人以上の事業所の結果を令和4年1月分から12月分までの1年間の結果をまとめたものである。
- (2) 事業所規模30人以上の事業所については、2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式の時に行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、労働者数推計のベンチマークを平成30年1月分確報で更新したことに伴い、平成30年1月分

確報発表時に過去に遡って改訂した。

- (3) 事業所規模5人以上29人までの事業所については、毎年1月および7月に調査対象事業所全体の3分の1を交替し、各組は18ヶ月間継続するローテーション方式により調査している。
- (4) 比率の算出については単位未満を四捨五入しているため、構成比の合計が100.0にならない場合がある。
- (5) 増減率は指数により算定しているため、実数により算定した結果とは必ずしも一致しないが、指数が作成できないものは実数により計算している。
- (6) 統計表の符号の用語は次のとおりである。
 - 「0」 単位未満
 - 「-」 該当数字のないもの
 - 「△」 減少
 - 「X」 標本数が寡少等のため秘匿としたもの
- (7) 全国値については、「政府統計の総合窓口」(e-Stat)により公表されている数値(令和5年6月7日時点)を使用している。

6 指数等の解説

この調査では、各調査結果の時系列変化比較を目的として、基準年の平均(以下「基準数値」という。)を100とする指数を用いている。

令和4年1月分調査より基準年(100とする年)を令和2年に変更した。

名目賃金指数 = 集計結果(賃金額)/基準数値×100

常用雇用指数 = 集計結果(月末常用労働者数)/基準数値×100

実質賃金指数 = 名目賃金指数/消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)×100

7 結果の算定方法

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所に対するよう復元して算定したものである。